交通事故被害者の会

第５１号　2016年8月20日　（年3回発行）

発 行　北海道交通事故被害者の会
代表　前田　敏章
事務局
001-0030 札幌市北区北30条西6丁目
北海道交通安全協会内
TEL 011-299-9025　FAX 011-299-9026
E-mail hk-higaisha@nifty.com　ホームページ http://homepage2.nifty.com/hk-higaisha/

被害者の会は、被害者どうしの支援と事故をなくすための取り組みを目的とした、交通事犯被害者や遺族でつくる会です。入会希望の方は事務局に電話をください。会費はありません。会報が送られ、例会等に参加できます。

事故～生還～リハビリ～在宅　札幌市　小石川 英樹

妻は、平成23年10月23日14:30 被害事故 → 北大急性期ＩＣＵに

交通事故は、どなたにとっても、まさに青天の霹靂です。

妻の場合は、原付バイクで本人直進、加害者は対向車線より右折、前方不注意のため妻のバイクと接触し、転倒の際ヘルメットが吹き飛び、頭部を直接歩道縁石に打ち付けられてしまいました。

妻は私が到着した時点で既に救急車内に搬送されていました。救急車内での妻の容態は大きな外傷も見受けられず、しきりに酸素マスクを外そうとしていました。会話は出来なかったのですが印象的には、軽傷程度の認識でした。

その後、北大病院の救急処置室に直行し検査。左硬膜外が出血しており緊急手術。手術は、当初の予定を大幅に超え、「血腫は除去でき、成功した」との医師の説明を受けたのは翌日の２時過ぎでした。

手術後、急性期ＩＣＵにて妻の姿を見た瞬間、今までのある種の楽観は木っ端みじんに吹き飛んでしまいました、同時に心の中で「ダメかも」と呟いたことは今も記憶しています。生死についても脳ヘルニアの恐れがあり１週間ほど解からないと告知され、その時はとにかく、「冷静になれ」と必死に言い聞かせていました。

遷延性意識障害、転院、リハビリ、→　居宅介護

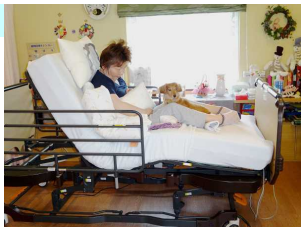

妻は、どうにか命は取り留めましたが、遷延性意識障害に陥ってしまいました。いわゆる、「植物状態」です。手術後１か月、これ以上の回復は望めないと、転院の打診があり、中村記念病院へ転院しました。

当時は、知り得なかったのですが、中村記念病院では、自動車事故障害者（遷延性意識障害者）のみを対象とした、療護センターを委託運営しており（自賠責を基金として運営）最長３年間徹底したリハビリを受けることが出来ます。妻もそこで３年間のリハビリを経て、チューブ系はすべて脱管し食事も経口で摂れるようになり、念願の居宅介護に移行出来るまでに回復しました。

そして昨年８月より居宅介護に移行し、１年を経過しました。退院翌日に失神し、再び中村記念病院に救急搬送等と、ハプニングも有りましたが、今現在は概ね順調に推移しています。意識改善も回復基調にあり、妻にはスパルタではありますが、リハビリに手を抜くことなく、更なる意識改善を目指したいと念じております。

加害者のこと

手術中に、警察からの連絡があり、加害者からの聴取では、妻側の一時不停止が原因だと言っていますとのことでした。瞬間「ありえない！」と直感しました。妻は、行先を告げて外出（近隣のスーパーで、ペットのおやつを買いに）していましたので、加害者証言の一時不停止のルート走行することは、あまりにも不自然なのです。警察も私の主張を納得し、早速目撃者情報の看板が設置されました。結局、目撃者は現れませんでしたが、幸いなことに、妻のバイクの走行進路を目撃していた方の証言を得ることが出来ました。

そのことを警察に追及され、ついに加害者の放った一言は「それなら、それでいいです」でした。怒りを通り越して、絶句です。刑事の判決が決まるまでは、謝罪を拒否する旨を伝えていましたが、判決後（執行猶予となったからなのか）未だに謝罪はありません。

〈今号の主な内容〉②③旭川飲酒事件 危険運転へ訴因変更 ④母の交通事故死に思う（前田誠）⑤～⑪ 2016年定期総会･交流会の報告 ⑥～⑧交流会発言　⑨⑩学習講話「悲嘆の理解とピア・サポート」（山田裕子） ⑬ 加害者のその後（真島勝彦）⑭ 7・13飲酒運転根絶の日 ⑯ 日誌 他

報告

5月4日発生・旭川飲酒暴走事件
遺族らのとりくみで危険運転へ訴因変更なる
中島朱希さん被害死事件　被害者等連絡会

何故？　地検は「過失運転」で起訴

5月4日、旭川市末広の国道で、小学校教諭の中島朱希（あき）さん（38歳）が、飲酒の上、時速約120キロで暴走した危険運転の加害者に正面衝突され、尊い命を奪われました。

しかし、旭川地検が5月25日、失意のご遺族に伝えた起訴内容は、一昨年の小樽事件での札幌地検の当初対応を思い起こす極めて不当なものでした。

地検は、加害者の飲酒検知結果が0.45mgと基準値の3倍であり、交差点を時速約120キロという異常な高速で通過後、ブリンカーライト（明滅式表示）のある中央分離帯に衝突、制御を失って対向車線の被害車両に激突するという、「正常な状態である運転者では通常考え難い異常なもの」（最高裁決定）であることが明白であるにもかかわらず、「事故直後にまっすぐに歩けていることなどから、運転が困難なほど酔っていたとは認定できない」「直線道路なので、100キロ超でも危険な運転だったとは言えない」など理解しがたい「理由」を挙げ、「ハンドル操作のミス」という過失運転で起訴、公判期日も7月19日と決めたのです。

（2枚の状況説明図は、後記TV朝日の「ワイドスクランブル」の映像からとりました）

6月16日　被害者等連絡会は要望書提出

こうした中で、報道記者を通して、被害ご遺族の「納得できない。法の趣旨に沿って、正しく危険運転で裁いて欲しい」との切なる願いを知った高石さんが旭川の山下さんと共にご遺族を訪ねたところから、訴因変更を求める取り組みが始まりました。

被害者参加弁護士として依頼した青野渉弁護士は、直ちに、これは危険運転で裁くべき事案と地検宛て上申書を立て続けに提出。私たち小樽事件を取り組んだ遺族有志も、6月16日、「被害者等連絡会」として要請書を提出しました。

要請書は、冒頭で、福岡「海の中道大橋事件」最高裁決定の正しい適用を求めて訴因変更された小樽事件の経緯を踏まえるならば、当然にも危険運転罪（自動車運転処罰法第二条一項）で裁かれるべきであると、地検の判断と対応を批判し、次の言葉で締めくくりました。

「本件を過失と裁くなら、被害当事者をはじめ世論の後押しで適用要件を緩和するべく改正された自動車運転処罰法の制定意義が著しく減退し、刑事司法への不信が再び募ることは必至です。飲酒や危険速度での運転を軽く捉えることにもつながり、安全な社会確立をという国民の願いに反します。」

6月28日、札幌高検へ要請

ご遺族の不安が募る中、6月28日、青野弁護士と連絡会はご遺族とともに札幌高等検察庁を訪ねて要望書を提出し強く要請。TV朝日は6月29日「飲酒&時速110km、なぜ危険運転でない」と20分の特集を全国放映するなどメディア各社も強く報じました。

7月8日、ついに訴因変更成る

多くの道民と国民に事態の本質が知らされる中、事件からおよそ2か月経った7月8日、下記記事にあるように、ついに、旭川地検は訴因の変更を、遺族と代理人に伝えました。

旭川飲酒死亡事故で地検訴因変更

遺族「市民感覚とずれていた」

旭川市内で5月に飲酒運転の乗用車とワゴン車が正面衝突し、ワゴン車の同市内の小学校教員中島朱希さん(38)が死亡した事故。2カ月以上がたった8日、旭川地検は自動車運転処罰法違反（過失致死）などの罪で起訴した東川町の農業○○○○被告(51)について、より量刑が重い同法の危険運転致死罪への訴因変更を旭川地裁に請求した。訴因変更を訴えてきた中島さんの夫康博さん(43)は「少し安堵したが、最初から捜査をしっかりやってほしかった」と胸中を語った。（尾崎良）

この日午前、地検から訴因変更について説明を受けた康博さんは、報道陣に「多くの人が今回の事故は危険運転致死に相当するといってくれた。（司法が）市民感覚とずれていると感じた」と感想を述べた。裁判に向けては「酒を飲み、異常な速度で衝突すると人が亡くなるということを訴えていきたい」と強調した。

中島さんの父親(66)は、地検に対し、事故被害者遺族の負担の大きさや、誰でも飲酒運転事故の被害者になる可能性があることを考慮してほしいと訴えたことを明らかにした。

代理人として、地検や札幌高検に訴因変更を求めてきた青野渉弁護士（札幌）は「ここまで遺族が言わないと（訴因変更を）やってくれないのかという思いはある」と振り返った。

地検は起訴時、事故原因は石崎被告のハンドル操作ミスとしたが、海保一恵次席検事は「再度、証拠関係を精査した結果、アルコールの影響により正常な運転が困難な状態にあったと判断した」と説明している。

訴因変更請求書によると、石崎被告は5月4日午後7時ごろ、旭川市末広1の国道で、運転開始前と運転中に飲んだ酒の影響で操作が困難な状態で乗用車を運転。前の車に急接近した後、急ハンドルで追い越し、時速約120キロで走行し、中央分離帯に衝突した後、対向車線にはみ出し、ワゴン車と衝突、中島さんを死亡させたとしている。

今後、訴因変更が旭川地裁に認められると、裁判員裁判になる。初公判は9月の予定だったが、訴因変更で大幅にずれ込む見通し。

旭川地検から訴因変更の説明を受けた後、報道陣の取材に答える中島さんの夫康博さん（打田達也撮影）

2016年7月9日「北海道新聞」

最高検は通達を！ 根底の問題を！

これまでの経緯から指摘したいのは次の 3 点です。

一つは、検察庁の捜査と判断の問題です。福岡事件最高裁決定からすれば、当初からの危険運転での起訴は当然であるのに、ましてや2年前小樽事件で、大きな社会問題となり訴因変更されたという経過がありながら、同じ間違いが繰り返されたことは、決して許されることではありません。上級機関である札幌高検の適切な指導もあって然るべきでした。

これらの原因と責任を究明し、被害遺族を二重三重に苦しめるような事を二度と繰り返してはなりません。

そしてこの課題は、北海道だけでなく、全国的な問題でもありますから、最高検察庁としても、前記最高裁決定の重要性など、全国の高検、地検に通達を出すなど緊急措置が求められると思います。

二つには、上記とも関連しますが、被害者への尊厳と権利、刑事裁判への被害者参加制度の主旨を徹底するためにと発出された、平成 26 年 10 月 21 日の最高検通達「犯罪被害者等の権利利益の尊重について」および部長通知（詳細は当会の会報 47 号）の主旨が徹底されていないという問題です。

「通達」は、「犯罪被害者等が適切かつ効果的に刑事手続き等に関与することができるようにするため」、「起訴・不起訴、公判請求・略式請求、訴因及び罰条の構成といった事件処理に関する要望については<u>より一層の配慮～被害者等の要望にも十分配慮した事件の適正な処理とその説明～が必要</u>であり、公益の代表者として真摯に対応することが求められる。」（部長通知）と明記しているのですが、本件での訴因変更までの検察庁の対応は、ご遺族からの当然の要望と疑問に対して、「配慮」あるものとは言えませんでした。

そして三点目は、改めて刑法の課題を、その根底から問うことの大切さです。

本旭川事件のご遺族が辛い中で必死に訴えていたことの一つに、法と法の適用をめぐる「市民感覚とのずれ」があります。亡き朱希さんのお父さんは「一般の人が見れば“危険で悪い運転”を、法律上では“正常に運転ができる状態だ”という解釈の仕方は非常にまずい」とインタビューで述べていましたが、この指摘は、全国の交通犯罪被害者が、命の重みに見合う法律をと危険運転致死傷罪（2001 年制定）などを求めてきた 20 年ほど前からの課題に共通します。

刑法や道交法の一定の改正はされましたが、近代刑法体系の根本問題～意思責任を重視し、結果責任を軽視することで、交通犯罪などが適正に裁かれない～は残されたままのため、危険運転罪の適用要件には未だ高い壁があり、実態とはかけ離れた適用件数となっていることや、交通死亡事件の原因の約6割を占める前方不注意など漫然運転が今も不当に軽く裁かれている（殆どが執行猶予付き）ことなど、今こそ問題にされなければなりません。

あるTVキャスターが「飲酒で運転していたという事実だけで危険運転として裁けないのか」という主旨の発言をしていましたが、本来「道具」であるべきクルマが「凶器」となる悲劇がくり返される中、「真に命の尊厳が貫かれる社会とは」という根底の問題を見据え、刑法等の矛盾を問う必要があると思います。（前田）

ご遺族の闘いを支援して

高石 洋子

旭川でご遺族とお会いした時、朱希さんのお父様が「こんなハードルの高い法律なんか作って!!」と言った言葉が胸に刺さりました。

危険運転致死傷罪が出来てから少しずつ道交法、法律が見直されて変わってきた筈なのに、検察は何故、こんなにも交通事故を軽視しているのでしょう。

まるで、軍人が平民を脅しているように見えます。弱っている遺族の頭に石の蓋を乗せて身動き取れなくしているようです。改革すべきは検察です。

旭川のご遺族が、私達の勧める青野弁護士に直ぐに会ってくれるなど信じてくれたことが嬉しかったです。

私がご遺族に話したことは「この事件は危険運転になりますよ」「署名活動は最終手段です」「弁護士に任せて一緒に闘って下さい」です。

署名活動をしなくても訴因変更にならなければ意味が無いとずっと祈り続けていました。中島さんは、時間が経って焦りが出る度に電話をくれていました。私は励ますことしか出来ませんでした。

やっと訴因変更が決まった時の中島さんの声に、心から安堵しました。もう、二度と検察の怠慢で被害者が傷つくことが起きません事を祈ります。

大阪の同様事件を支援して

白倉　裕美子

平成27年5月11日に起きた大阪アメリカ村飲酒事件は、運転前から泥酔状態に加え飲酒しながら運転、車止めに乗り上げ、停車中のバイクを倒しながら一方通行を逆走し、24歳の看護師を死亡、友人に重傷を負わせた事件です。

北海道でこの事件の報道はされておらず、亀岡暴走事件のご遺族から連絡を受け、共に支援を始めました。

事件から2か月弱で毎週末に街頭に立ち署名をお願いしている母親や友人。署名数があれば危険運転になると信じていたようで、弁護士が付いていながらも支援や情報が行き届いていない現状を見ました。

連絡が来た段階では既に「過失運転」での裁判が始まっていました。「訴因変更は無理」との意見もありましたが、「適正な罪名で裁かれるべき」と上申書を作成し、地検・高検・地裁に提出するなど粘り強く訴え続け、第2回公判を控えた昨年8月、私もご遺族と一緒に最高検に出向き「訴因変更」を訴えました。

結果、第2回公判日に検察から「補充捜査の為公判の延期」の申し出。後に訴因変更され、現在は公判前整理手続き中です。

検察の消極的判断による起訴の背景には、検察官事務取扱副検事と称し、区検所属（簡裁対応）の検察官では地裁に起訴できないからと、地検の検察官（検察官事務取扱副検事）として死亡交通事件を捜査・起訴するという問題があると思います。現にこの事件もそうでした。当然それを認めている上司の責任も考えると、検察の交通事件軽視が根強いものと思われます。

これを変えるには被害者が声をあげ続けることだとするならば、司法の二次被害は続きます。二度とこのような事例が出ない事を祈るばかりですが、支援や情報が行き届くような体制づくりの必要性も感じています。

新会員の訴え

母の交通事故死に思う
～実刑にならなかった悔しさ～

札幌市　前田　誠

昨年12月、母は加害者の危険運転で亡くなりました。

実刑にならなかった悔しさを、以下の意見陳述の文章から感じて頂ければ幸いです。

この事故で大きなショック（事故後と司法解剖の後の母の姿）を受け、勤務をしながら仲間に助けられ裁判・納骨まで必死で耐えてきました。

教え子も3年前に、新川通りでトラックに早朝巻き込まれて、26歳の若さで亡くなりました。

被害者も加害者も皆が不幸になります。是非、安全運転をお願いしたいと思います。

■ 事件の概要

平成27年12月9日6時半頃、札幌市中央区の道道交差点で、横断中の母（前田君子、78歳）は、前方不注意の右折トラックにひかれ死亡。

平成28年4月26日、札幌地裁で公判。被害者参加し、意見陳述。検察の求刑は、禁固2年6月。

5月13日、判決公判が行なわれ、加害者は禁固2年6月、執行猶予4年の判決。5月28日確定。

■ 法廷での意見陳述（メモ）より

（前半略）

その日の朝、私は、職場で弟から事故の知らせを受けました。ショックよりも「なぜ?」という気持ちが強く、あれだけ用心深い母がどうして事故に遭うのか、と疑問でなりませんでした。

私は、冷静に札医大に向かいました。しかし、そこにいた母は、見慣れた母の姿ではありませんでした。変わり果ててしまった母の姿を見て、私は、「惨い」と思いました。

その後、徐々に悲しみが襲ってきました。「遺体を南署に移送するので、ここから暫くお別れになります」と言われ、札医大から自宅に向かう途中で事故現場に寄りました。そこには、被告人のトラックがあり、警察や報道陣で大変な状況でした。昼のニュースでは事故報道がされ、事故は現実なんだ、母は本当に死んでしまったんだと思いました。

司法解剖の後、母の姿は、もう母ではないくらいかわってしまって、犯人に対する憎悪は増すばかりでした。葬儀が終わり、お骨になってしまいましたが、どうしてこんなことになってしまったのか、非常に悔やまれます。

被告人のことについてお話しします。

南警察署や検察庁で、被告人は、母の存在に気付かなかったと言っていると聞き、母を殺しておいてあまりにも軽率な言動に怒りでいっぱいになりました。

平成28年2月3日に、北海道公安委員会で聴聞が行われ、私はその一部始終を聞いていました。

被告人は、「立っている人には気付くが、普段から下方を確認して運転する習慣がない」と言っていました。私はそれを聞いて、いつ事故を起こしても不思議ではない人間だと思いました。あの事故現場で一時停止をしっかりして左右から下方まで冷静に確認すれば、事故は起きなかったのです。

また、被告人は、「免許がないと仕事ができない。生活が苦しい」と言っていました。遺族の立場から言わせてもらうと、これからを楽しみにしていた人の人生を奪ったことを考えれば、車を運転できないくらい当たり前のことだと思います。亡くなった母は、晩年、安全のために運転免許を返納しました。安全運転ができない被告人に運転をする資格はないと思いますし、人1人殺しておきながら、まだ運転したいと訴える被告人に激しい憤りを感じました。

加えて、目撃者の話から、助手席やフロントガラスの霜について指摘されていますが、車を運転するのに十分な暖気を済ませたのかという点に大きな疑問があります。また、別の目撃者の話から、被告人が母を轢いたことについて「引っかけてしまった」と発言し、救護しようとするでもないその態度からは、人を死なせるような事故を起こした重大性を感じられなかったとのことでしたが、まさにその通りなのだろうと思います。

大音量にしていたというカーラジオの音も、被告人の安全運転を阻害していたのではないかと思います。被告人が衝撃に気付いていれば、あるいは、母の悲鳴に気付いていれば、そして、すぐに制動措置を講じてくれていたら、あるいは、すぐに救護してもらえていたら、結果は違っていたかもしれない、今でもそう考えてしまいます。

母は、人一倍負けん気が強く、自分の生き方に誇りを持っていました。その母が、穏やかに亡くなるではなく、事故の衝撃や司法解剖によって、あのような変わり果てた姿になってしまい、さぞ無念だったろうと思います。母の姿を思いだし、その無念さを想像するたび、胸が張り裂けそうになります。

最後に裁判官には、被告人にこのような事故を二度と起こさせないよう、厳罰に処して欲しいと思います。軽率な運転から、母の生命と楽しみを奪ったことを許すことはできません。また、私たち遺族も、あの事故以来、職場に何度も休みをもらって警察や検察庁等に足を運んでいます。

今日の午後から納骨になります。

被告人には、事故を軽々に感じている様子から、お墓には来て欲しくありませんし、謝罪文も受け取りたくありません。しっかり自分のした行為を反省して欲しいと思います。人1人の命を奪うということがどれほど重大か、遺族がどれほどの悲しみを抱えて生きていくことになるのか、想像して考えて欲しいと思います。再度、厳罰をお願い致します。　（平成28年4月26日）

※　6月に入会された前田さんより、上記メールと意見陳述要旨が届けられました。

2016年 定期総会・交流会開く

発足以来１７回目となる定期総会・交流会は、5月14日13時半より、かでる2・7を会場に、23家族27人の出席で行われました（会員家族数120）。司会は世話人の小野さん。犠牲者への黙祷を捧げたあと、来賓の道警交通部と道交通安全協会よりご挨拶を受けました。総会議事は今年も伊藤世話人の議長により滞りなく進められ、活動報告と決算、2016年度の活動計画・予算、要望事項が提案通り承認されました。役員は前田代表、内藤・高橋両副代表が再任されました。

代表挨拶　前田 敏章

本日の紙面に記された「1月以来の北海道の交通死48人、昨年同期49人」という現状に、胸が苦しくなります。ひとたび被害に遭えば、その辛さ、悲しさは永遠に続きます。

お配りの資料に「いのちのパネル展」の感想を載せましたが、「このとりくみを是非続けて欲しい」という励ましの言葉とともに、実は、ご自身や知り合いが事故に遭っている、このような感想の割合が、最近非常に多く感じられます。

私は、交通被害の深刻さと異常さを、累積で捉えるべきと最近特に思います。

北海道内の被害を、最近10年間で合計しますと、死者数は2,144人、負傷者数は21万人を超えます。私たちが80年生きるとすれば、この8倍の170万人（北海道の人口547万人の3分の1）が本来「道具」であるべきクルマによって傷つくことになるのです。

相手の命と健康を奪ってはならない、その切実さを身を持って知ることになった私たちは、クルマ社会への視点を正し、犠牲を容認する感覚麻痺を改めるために広く訴えなくてはなりません。

そうした必死の取り組みで、確かな変化があることも事実です。

飲酒運転を「させない、許さない」北海道にするために、多くの会員の方が署名など運動し、飲酒運転根絶条例が出来ました。

また、今年3月に改訂された（国の）第10次交通安全基本計画には、私たちが強く求めた「ゾーン30」の推進が明記されました。これは、警察庁が平成23年に出した「生活道路におけるゾーン対策推進調査研究報告書」に基づく非常に重要な施策です。

私たちはこうした、着実な変化を確信にしながら、絶望することなく、前に進まなくてはなりません。

来賓挨拶

北海道警察本部 交通企画課
管理官　坂本 則夫氏

会発足以来、新たな被害者を出さないために、自らの体験を通じて交通事故の悲惨さを広く訴えるなど、日々尽力頂いておりますことに対し、衷心から感謝を申し上げます。

道内では一昨年は小樽市内で、昨年6月6日には砂川市内で、飲酒を伴う悪質で重大な交通事故が発生したところであります。

本年に入ってからも、1月2日に室蘭で3名の死者を出す単独事故、3月16日に小樽で歩行者被害の死亡ひき逃げ事件、GW期間中に正面衝突や歩行者被害の死亡事故など、飲酒に絡む重大事故の発生が後を絶たない状況にあります。

道警察といたしましては、本年は第10次北海道交通安全基本計画の初年度であり、平成32年までに年間の死者数を150人以下にすることとしておりますが、1件でも減らすために関係機関・団体と緊密に連携を図るとともに、「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」が制定されたことにより、一層取締を強化する等、真に効果のある活動を実施し安全で安心な社会の実現に全力で邁進する所存です。交通事故撲滅のため今後もご支援・ご協力をお願い致します。

(財)北海道交通安全協会
企画推進部長　中川 拓也氏

皆様におかれましては、会員相互の支援や交流などを通じまして、交通事故抑止に向けた啓蒙活動に熱心に取り組まれておりますことに、感謝と敬意を表する次第です。

北海道の人身交通事故の発生状況を見ますと、過去10年間、毎年減少傾向にあるものの、未だ1万3千人以上の方々が被害に遭うなど、後を絶ちません。

交通事故の悲惨さは一言で言い表せるものではありませんが、49年前、私の父も運転者が死亡した車に同乗して、頭部の手術と3回の入退院を要する大けがをしました。当時子供ながらに感じた交通事故の悲惨さや家族のつらい思いは今でも忘れることができません。

何ものにも代え難い「人の命」を奪い、身体を傷つける交通事故は一件でも減らさなければと考えますが、本年も件数や負傷者数は増加傾向にあるなど厳しい状況にあります。

当協会といたしましても、道警察をはじめ、自治体や関係機関・団体の皆様と緊密に連携を図りながら、被害者を出さないため各種の活動を積極的に展開して参りますので、ご協力とご尽力をたまわりますようよろしくお願い申し上げます。

会員交流会の報告 ①　犠牲を無にしない私たちのとりくみ

総会後の交流・学習会には会員24人が出席。最初に、いつも世話人会に参加し支援頂いているスクールカウンセラーの山田裕子さんから「悲嘆の理解とピア・サポートについて」（p9・10）の講演を頂き、自助グループとしての会の役割など再確認。会員からの特別報告は、内藤弁護士から「本会設立（1999年）から今日までの被害者保護等関係法制の歩み」、小石川さんから「北海道遷延性意識障害者・家族の会設立について」の二つをお願いしました。

その後は、恒例となった「犠牲を無にしない、私たちのとりくみ」という全体テーマでの、自由な交流に移り、今年も各自の近況報告も兼ねた貴重な発言によって、明日からの勇気を共有できる交流・学習ができました。

誌面の関係で、一部の要約になりますが以下紹介します。

被害者保護等関係法制の歩み
副代表・弁護士　内藤 裕次

会報が50号という区切りを迎えましたので、会設立後の法律・制度がどう変わっていったのかを調べました。50号のp10を参照下さい。

会が出来た時は、被害者が単なる証拠としてしか扱われていなかったという長い氷河時代の終わりの始まりくらいの時期だったかと思います。

私の妻の被害事件（平成10年、前方不注意のトラックに轢かれる）は千葉県で起きて、私はそのあと札幌に戻ってきましたので、（千葉での）裁判には1回だけ傍聴に行きました。検察庁から裁判の日程について通知書が来たのですが、検事からの連絡はなく、遺族調書は取られませんでした。簡易裁判所への起訴でしたので、求刑が罰金50万円です。判決の内容は聞くまでもないという、当時はそんな状況でした。

しかし、平成12年に犯罪被害者保護法ができ、被害者の意見陳述とか公判記録を見られるとかいろいろ出来、希望すれば、処分状況も教えてくれる通知制度ができたりと、少しずつ変わってきました。平成13年の危険運転致死傷罪も重要でした。

そして大きかったのは、平成16年12月の犯罪被害者等基本法。法律に基づく行政という原則があるので、行政は法律がないと動けません。この基本法が国、地方公共団体、行政に対して被害者保護制度を立ち上げて運用しなさいと義務付けたので、かなり変わって来たと思います。

近年では自動車運転死傷行為処罰法ができ、飲酒で逃げ得という状況も改善されました。飲酒運転に関しては、道条例が出来たにも拘わらず事故が相次いでいますが、処罰法も条例も出来て日が浅いので、今後の運用を注目し研究しなければならないと思っています。

こうした法律や条例は全部、私たちの会も声を出した結果出来たものです。その意味でも、我々の会の存在意義は決して低くはないと思っています。

小樽のひき逃げ死亡事件、道内初発覚免脱罪で起訴へ　高石 洋子

「飲酒ひき逃げに厳罰を求める…連絡協議会」として逃げ得を無くする法改正を求めてきたのですが、「道新」が報じたように、今年3月の小樽の事件は、北海道では改正後初の発覚免脱罪での起訴かと思います。

> ※参考資料：「起訴状によると、〇〇被告は３月１６日午前０時ごろ、酒を飲んだ後に乗用車を運転し、小樽市の市道で赤信号の交差点に進入。横断歩道を渡っていた男性＝当時（２７）＝をはねて死亡させた後、逃走して飲酒の発覚を免れようとしたとしている。」（平成28年5月31日「道新」）

全国では何件か適用例がありますが、せっかく免脱罪があるのに、（遺族が）何故使ってもらえないのか、と担当弁護士に尋ねても「そんなのあるんですか」と言っている状況もありますので、今回の小樽の事件は、警察の方々がとことん捜査して供述が取れての起訴かと思います。

法律が絵に描いた餅にならないように司法の運用に目を光らせていたいと思います。記者さんから聞いたところでは、亡くなった方のお母さんは誰とも口もきかず閉じこもってしまっているそうで、私もそういう時期がありましたからすごく心配です。

学習講話～ピア・サポートについて～を聞いて　札幌市　真島 勝彦

ピア・サポートについては、会員の方たちもあまり意識していない点だったのかと思います。

サポートの無いことが悪化の原因と言われましたが、私はこの被害者の会自体が典型的なピア・サポートだとずっと思っています。

相手の話を聴くときに、カウンセラーの立場でなく、同じ被害者の立場として、相手がどういう苦しみに直面しているか共感的に聴く。聴いてああそうだと思うところで手を携えていけばいい。法的なことが必要であればそこに助けを求めたり、他の仲間に助けを求めたり。

昔と今では苦しんでいるところが違う時もあるので、個人として助けることができなくても、会としてできる。そこに会の役割があると思って（山田さんの）話を聞いていました。

会員交流会の報告 ②　犠牲を無にしない私たちのとりくみ

入会の時　札幌市 中嶌 良子

会に入会するとき、内山さんに、事故の境遇が似ていたので、私の気持ちをよく理解していただいて、寄り添って話を聴いていただき、すごくやすらぎを得ました。私もそういう人間になりたいと思っています。

息子は今も意識が無く　稚内市 米内 隆俊

息子は2003年（当時6歳）、前方不注意の車にひかれ、（意識のない）遷延性意識障害で入院して13年になります。今年19歳、来年は成人ですね。今も相も変わらずです。このままで頑張ってくれれば、それだけを願っています。

正しい診断と裁判を　札幌市 本間 りつ子

医者の診断について問題があり、後遺症を正しく判定されていないことで、けがをした人が苦しんでいますが、私も大変な思いをしています。正しい診断、判決、その見直しができる法律、それらをやっていただきたいです。

初期治療の問題　千歳市 荻野 京子

やはり怪我をした人の初期治療がちゃんとなされていない現状があります。私のパネルに2枚の診断書があります。最初にいただいたのは病気の症状です。次に弁護士を頼んで裁判になっていますと言ったら、まったく違う診断書が出てきたのです。

それで私は、怪我をした人が少しでも良い条件になるには、医師会の方に相談した方が良いのではないかと思います。

つらい毎日です　札幌市 黒川 和子

今、足の手術でリハビリし、それが終わって4カ月くらい経つのですが、まただんだん歩けなくなってきました。リハビリももうできなくて、どうしたらいいのかなと。このままでは車椅子になってしまうかなと思っています。それでも、気が強いから自分で動くようにして、毎日買物に行き、散歩して歩いています。

感動があります　札幌市 岩井 利江

この会に入って、いろんなお話を聞きまして、遺族の方の話も、当事者の方の話も、みんな涙なくして聴けないことばかりです。そういう感動があります。

支えられながら　南幌町 金本 利春

交通事故に遭ったのはもう18年くらい前になります。縁がって世話人をやらしていただいております。会でいろいろな方々とお会いし、支えられながら人生は90年だなと、頑張っております。

兄と姉が被害に　新ひだか町 五十嵐 敏明

去年、兄の17回忌と姉の3回忌を、執り行いました。兄も姉も横断歩道を信号に従って渡っていて、兄は左折の車に、姉は右折の車に撥ねられました。左折と右折の違いだけです。運転手が待っていてくれたなら、スピードを緩めていてくれていたなら、こんなことにはならなかったのではないかと、いつも強く思います。そんな中で、会の皆さん方と活動に参加させていただくことによって、次の自分の力にさせていただいております。感謝でございます。

近況です　南幌町 白倉 博幸

13年前に娘が暴走トラックにはねられて亡くなりました。私自身も2年前に息子と車に乗っていて、一時停止を無視した車にぶつけられ、私が2カ月ちょっと、息子は完治までに1年以上かかって、息子の方は大腸を15センチくらい切って、ようやく今良くなってきたかなと思っています。

社会と関わって　深川市 伊藤 博明

前にも言いましたが、当事者は、大変ですが、ちゃんと社会と関わっていかなくてはならない。自分だけ暗く、隅っこにいれば良いではなく、そこは越えていく。今日皆さんのお話を聞いて、ああやはりそうしなくてはいけないんだなと思いました。

私の場合は息子ですが、息子も親父が社会の片隅で暗くしていることなどきっと望んでいないと思う。

娘が生きていたら　札幌市 飯田 今日一

娘が亡くなって3年になります。でも、私は朝、ああ、娘が生きていたら今何をやっているのだろうな、と思いながらいつも通勤しております。生きていればちょうど26歳。26歳であれば、私も結婚した年だなと思いながら、それを毎日のように繰り返して通勤の運転をしております。

活動に協力します　札幌市 真島勝彦 和子

内藤さんが法律の歩みについて説明されましたが、それまでの被害者の人たちの努力の結果、私の息子の事件（2010年）は、危険運転致死罪で起訴され、被害者参加制度を使って夫婦で検事さんと一緒に法廷に立ち、裁判にとりくむことができました。

新しい損害賠償命令制度を使い、民事もやりました。この制度を使う人は少ないようですが、刑事裁判の裁判官が担当して、短期間で結論を出すということで、大変良い制度ではないかと思っています。

息子が教育大の大学院に行きたいという気持ちを持っていたので、代わりに行って、臨床心理の勉強をしました。それまで高校の教員をやっていたのですが、心理士の道を歩もうと思っています。今までお世話になってきた会に少しでも協力をと思い、講話のお手伝いなどしています。（勝彦）

会員交流会の報告 ③　犠牲を無にしない私たちのとりくみ

皆さんの元気な顔を見られて、とても嬉しいです。

まだ現役で仕事をさせていただいています。息子のことを思い出したくないわけではないのですが、でも毎日忙しくしていたい。思いだすとすごい後悔で、自分を責めてしまい、つらいというのがあります。

でもやっぱり、息子に恥じないように生きなくてはと思っているので、こちらの会でも少しでもお役に立てればと思っています。（和子）

14年になります　夕張市　永野 準二

母が亡くなって14年になります。毎年、母の日が命日よりつらいです。

先日、「連休中の飲酒がらみの事故が増え、警察が取り締まり強化」という記事を読み、私たちの声が世間に届かないのかなと、腹立たしく思いました。技術があるのだから、飲酒では動かない車（インターロック）を普及すべきです。

理解の広がりを励みに　札幌市　小野 茂

命のパネルを担当しています。昨年も室蘭で1週間やりました。しかし、年明け早々に3人亡くなりました。いくらやっても無くなっていかない。虚しく感じます。でも、やめるのかという話ではないです。

少しずつ理解も生まれてきているのを励みにしながらやっていますが、私の現状は、心の中で三次被害か四次被害です。いつまでたっても終わらない。元気になってここに来ているのではありません。

昔、30歳の時に怪我しまして、まだ小さな子どもに、強い父親でなければと普通のお父さんと同じようなことをしようかなと思ったけれども、到底無理でした。そうしているうちに、息子は事故にあってしまった。

いろいろの無念を引きずりながら、本当に1件でも事件がなくなるようにと、今の活動を続けています。

（写真は豊平区民センターでのパネル展）

小さな記事に目が　札幌市　水野 美代子

今日も総会に来られてよかったなと思います。会ができてから17年ですか。いろいろ思い出すこともいっぱいあります。

新聞で一番先に目が行くのが、交通事故で亡くなったという小さい記事です。この方たち今どうしているのかなということがとても気になっています。

23回忌です　札幌市　佐藤 京子

息子を亡くして7月で23回忌になります。新聞やテレビの事故を見て、子どもの命がどんなに大切かということを毎日思います。会と共に大きくなった娘に、今度はバトンタッチして、娘に被害者の会のお手伝いをしてもらいたいなと思っています。

20年になります　札幌市　内山 孝子

主人が亡くなって20年になります。私と息子は、主人の話をするのは何かいけないという気持ちがあるのか、一切親子で話しません。しなくても何となく通じ合うものがあり、お互いに理解し合っております。

会が出来た頃の北海道はワースト1が続いておりました。そんな中、道警が呼びかけ、至れり尽くせりの設立準備があって今日に至りますが、やはり皆さん、心に深い傷を持っておりますので、いろいろなことを乗り越えてここまできていると思います。

会として、被害者がホッとできる柔らかい雰囲気を作っていきたいという気持ちでいっぱいです。

画像診断のこと　札幌市　高橋 雅志・利子

娘が被害にあったのは15年前です。当時室蘭でしたが、夫婦で頭が真っ白になっているとき、下の娘がインターネットで被害者の会を調べてくれて、会の皆さんや青野弁護士と出会うことが出来、以来大変お世話になっています。（雅志）

これまで、解剖の扱いは酷いものでした。要望書にもある、科学的捜査と原因究明のための画像診断に関してですが、本年度の犯罪被害者等基本計画（第三次）に、「司法解剖が遺族の理解を得られるよう、適切な配慮と説明が必要である」との文言が入り、厚労省でも死因究明への画像診断の有効性が認められ予算もつくようになりました。このような進展に少し希望を感じています。

民間組織で、千葉と東京に、死因究明とともに、怪我による後遺症の認定、発症した様態の分析、詳細の意見書の作成をしてくれるところがあります。CTも今は3DCTが普及しつつあり、解剖に匹敵する診断画像が可能ではないかと思います。最近では、札医大、北大でも画像診断に力を入れているようなので、今後、解剖しますと言われたときに「いや待って下さい」と言える時が来るのではと思います。

事故にあったら、CT、できれば3DCTを撮って欲しいと伝え、その情報は必ず自分の手元に頂くということが負傷部位の解明に役立つと思います。（利子）

弁護士として　札幌市　内藤 裕次

妻の事件は平成10年でしたが、私は平成18年に弁護士登録し、10年になります。

怪我の場合非常に難しいのが、医学と自分の訴える症状との違いです。法律判断ではどうしても、画像で見られないと後遺症と認めないのです。私どもは後遺症認定求めて動くのですが、膨大な医学的記録や文献と格闘しなければならない時もあります。後遺症に悩まれている事例で、高次脳機能障害と医師から診断されているが画像には映っていない場合や、低髄液圧症も発症しているが画像には映っていない例などあり、認定されるように頑張っています。

学習講演

悲嘆の理解とピア・サポートについて

札幌市スクールカウンセラー　山田　裕子

今回、タイトルを悲嘆の理解とピア・サポートとさせていただきました。世話人会で新たに被害者になった人をどう支えればいいのかわからない、というような言葉をお聴きした時に、被害者の方は被害者のことが一番わかるはずだと思っていたので意外な気持ちがしたのですが、人を支えようと思ったときに、一度経験をおさらいして、こういうことだったのかな、だからこうすればいいのかなと確認をして頂ければいいのかなと思いました。

また、みなさんは、北海道交通事故被害者の会というセルフヘルプグループの中で、お互い被害者同士というピアの立場でサポートをなさっているので、セルフヘルプグループにおけるピアサポートの意義や機能なども確認できると、なさっていることの意味や価値を再確認できていいのかなと思い、このような内容にさせて頂きました。

セルフヘルプグループというのは、同じような苦しみを持っている人たちが，思いや体験を話したり聞いたりすることで悩みや苦しみを分かち合って，自分らしく生きていく力を得ようという目的で集まるグループのことで、ピアサポートというのは、同じ立場の者どうしが支え合う行為のことです。

ピアサポートはセルフヘルプグループに限らずさまざまな場所で行われるもので、最近は学校などの教育現場でも生徒同士が教え合ったり、支え合う精神を育むということで導入されています。

１．被害者支援の４つの領域

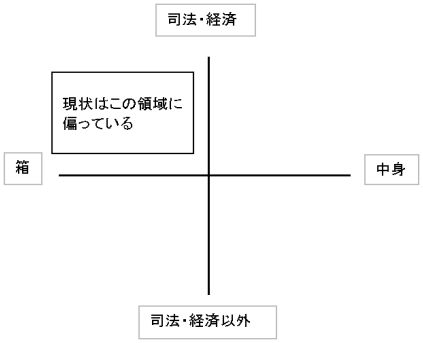

（佐藤恵(2013)「聴くこととつなぐこと－犯罪被害者に対する総合的支援の展開事例－」伊藤智樹編『ピア・サポートの社会学』p.125より）

これは、被害者支援に関して現在までに行われている制度についての座標です。横軸の箱と中身というのは非常に比喩的な表現ですが、箱と言うのはとりあえず何か制度を整備することで、中身というのは制度の実質的な内容、特に被害者の回復にとって必要な内容が充実しているか、という意味の軸だということです。縦軸は支援の領域で、刑事司法上あるいは給付金などの経済的な制度とそれ以外の福祉的な制度や民間の支援サービスをイメージしたものです。すなわち、被害者支援はこの4つのタイプに分類でき、現状の被害者支援は左上のタイプの整備に比重が偏っているとの主張がされています。私としては、4つのタイプに分類できると考えるよりも、どの制度も左側から右に向かって進化していくことが必要だというふうに考えるのがいいのではないかと思いますが、いかがでしょうか。このあとに内藤先生から被害者保護等関係法制の歩みについてのご説明がありますが、この図を念頭に置いて、各制度がどの辺あたりまで進んでいるかという見方もできるかなと思います。セルフヘルプグループも、その中身をより充実させていって、下段の左の欄から右の欄に移動していくというイメージをもてると思います。

一般に、セルフヘルプグループが参加者に対して果たす機能としては、以下のようなものがあると言われます。

1つめとしては、参加者の孤立感を除き、コミュニティに参加している感覚を抱かせてくれます。

2つめは、参加者は、他の参加者を見ることによって学習し、自分自身が変化していくことができます。つまり、モデルとなる人を見いだしやすい。モデリング学習ができるわけです。ただし、このような機能がセルフヘルプグループにあるとしても、そこに参加することで自分自身が変化しなければいけないとか、変化するべきだ、ということではありません。

3つめは、ヘルパーセラピー原理と言われますが、誰かをサポートする経験によって、サポートする人自身が癒されたり成長できるといわれます。

4つめは、専門的知識、学問的知識とは異なる体験的知識を蓄積し、伝達することができることです。個人の実際の経験に基づいた知識ですから、具体的で明確で、非常に役に立つ知識だと思います。

皆さんご自身、会についてさまざまな実感をお持ちだと思いますが、他にもこんな利点を感じているということがあれば教えていただきたいと思います。

さらに、次の内藤先生のお話しにあると思いますが、様々な犯罪被害者法制の改革はセルフヘルプグループが社会に働きかけて実現してきた部分が大きいと思いますが、この社会を変革するというセルフヘルプグループの働きは、セルフヘルプグループの参加者が、その活動の中で変わっていくことを通じて実現されていると考えられます。ひとりひとり切り離された存在で声を上げられなかった被害者が、グループとして集まることで意見を主張して社会を変える大きな力を出せるわけです。

２．悲嘆についての理解

レジュメに「悲嘆についての理解」と書かせてもらいましたが、実際にさまざまな苦しい思いをされているみなさんの前で、私が悲嘆について語る資格はないと思いますので、教科書的に、アメリカ精神医学会が発行しているDSMという診断基準にのっとってお話しさせていただきます。現在はDSM5というバージョンになっています。みなさんが経験なさったさまざまな苦しい思いの中には、おそらくDSM5の中の、急性ストレス障害（ASD）や心的外傷後ストレス障害（PTSD）の診断基準として書かれている症状と一致するものもあると思います。

この診断基準はインターネットなどで見ることができるので、見たことがある方もいらっしゃると思いますが、ASDとPTSDの診断基準はよく似ていて、大雑把に言えば、症状の持続の時期と期間によって区別され、トラウマ的な出来事にさらされたあと、以下に言う症状のいくつかがあることでASDと診断され、その症状が1ヶ月以上継続するとPTSDということになるようです。

トラウマ的な出来事自体についても診断基準が決められています。それは、ご自身が重傷を負ったりあやうく死にかけるような出来事を直接体験したり、そういう場面を目撃したり、近親者や親しい友人がそういう出来事にあってしまった話を聴く、などのことです。

症状は大きく分けて4種類あり、侵入症状、回避症状、陰性気分、覚醒症状です。

侵入症状は、どうしてもその出来事を思い出してしまう、再び実際に起こっているように感じる(フラッシュバック)、似たような出来事を見聞することで非常に苦痛を感じる、などの5項目のうち1つ以上に該当することが条件です。

回避症状は、出来事に関連する場所や物、人を一生懸命避けようとすることの2項目のうち1つ以上該当することです。

陰性気分は、持続的な怒り、罪悪感、孤立感を感じたり、幸福感、満足感など陽性の感情を持続的に持てないなどの7項目のうち2つ以上に該当することです。

覚醒症状は、いらいら、集中困難、攻撃性、睡眠障害などの6項目のうち2項目以上に該当することです。

さらに、出来事の重要な側面が思い出せない、夢の中にいるような非現実感などの解離症状を伴う場合もあります。

かなり大雑把にまとめて言いましたが、それでもみなさんにはかなり思い当たるものがあったのではないでしょうか。

以上のような症状で、日常生活にも支障をきたすと、自分はおかしくなってしまったのではないかと不安になられると思いますが、トラウマティックな経験をすると多くの人がこれらの中のいくつかの症状が出て、中にはそれが長期化する人もいます。そうなってしまうのは、その人が弱いとか、だらしないとか、そういうことではまったくなく、過酷な経験をした人が陥る普通の反応だと言うことを押さえておいて、そのように悩んでいる人に伝えてあげてほしいと思います。また、こういう状態に陥った人は、これは症状なのですから、あまりに苦しく大変な時は、医療機関やセルフヘルプグループのピアサポートを受けてほしいと思います。

３．ピア・サポートの意義と支援のあり方

セルフヘルプグループの中で互いに支え合うピアサポートは、被害にあって悲嘆のさなかにある人を、同じような苦しみを持つ人が支えていくという点で、やりやすい部分とやりづらい部分があると思います。

やりやすい部分、つまり利点というのは、言うまでもなく、同じような経験をした人どうしですから、経験や思いを安心して語れます。語る側は語ることで押さえつけていた感情を開放できます。聴く側は同じような経験をしていますからその人の苦しみがとてもよくわかると思います。ですから、語る側は、共感を持って聴いてもらえ、受け入れられたという感覚を持てます。また、新たな参加者は同じような体験を持つ人の話を聴くと、自分だけじゃないんだということがわかって安心感も持てると思います。

反対にやりづらい部分は、同じような被害経験と言えども、やはり一つ一つが異なる経験である、個別性があるということではないでしょうか。ご自身の被害なのかご家族の被害なのか、被害を受けたのがどういう時代でどういう地域だったのか、それによって刑事司法関係者の態度も大きく異なりますし、加害者の態度がどういうものであるかの影響も大きいでしょう。そういう個別性も当然あると自覚しつつサポートする必要があると思います。

その上で、被害を受けたばかりで混乱したり、解離の症状が強い時などは、日常的な現実の問題に対処していくことをサポートすることが被害者の方への大きな助けになります。みなさんは裁判の傍聴支援などですでにやっていらっしゃることだと思います。その場合にも、その人のペースに合わせてあげる。こちらの思うようにその人を動かそうとしないで、どうしたいのか意思をきちんと確認してあげる。決断できないようであれば、選択肢を提案して決断できるようサポートしてあげればいいと思います。

それから、被害を受けた時に人はとても傷つきやすくなっていますから、腫れものにさわるような態度である必要はありませんが、やはり落ち着いた丁寧な口調で対応してあげる。話すことは共感的に丁寧に聴いてあげて、無理に話を引き出そうとはしない。これらのことに気をつけてサポートしてあげればいいと思います。

サポートがない、ということは、悲嘆を複雑化・長期化させてしまう危険因子です。この会でみなさんがなさっていることは、被害を受けた方のさらなる状態の悪化を食い止めることに力を発揮しているはずだと思います。

＊＊＊　道内各地から　会員のお便り　総会出欠はがきより　＊＊＊

◆会報50号に目を通しながら、その重さを痛感しました。交通事故ゼロへの願いは夢物語なのでしょうか。新聞報道を見るにつけ、残念でなりません。（札幌市　ＳＡ）

◆会報を楽しみに読ませて頂いております。皆様、お身体に気をつけてね。（札幌市　ＮＴ）

◆役員の皆様、いつもご苦労様です。（札幌市　ＫＭ）

◆仕事のため、欠席します。次の機会に、是非参加したいと思います。（旭川市　ＴＭ）

◆主人がひき逃げに遭い、特例の重度障害者となり38年目に入りました。テレビなどで、ひき逃げの検挙率100％と出ていますが、何を根拠に100％なのでしょうか。今でも相手は分かりません。子供達には辛い思いをさせてきました。死んだ方が楽だと何度思ったことでしょう。

当時、妊娠4か月、娘8歳。主人は植物状態が長く続き、約4年経って退院しましたが、退院後も自分で服を着ることも出来ず…。後遺症で、私にも子供にも殴る蹴るで、元の性格は一つも残っていませんでした。

何の協力もしていないのにいつも会報を送っていただき感謝しています。（真狩村　ＫＭ）

◆毎年ご案内いただき、誠に恐縮いたします。右膝半月板に痛みがあり、歩行が困難となりました。遠方の為、出向くのが大変ですので、欠席させていただきます。総会及び交流会が、和やかに進まれる事をお祈り申し上げます。（江差町ＹＳ）

◆役員の方々、いつもご苦労様です。今回は欠席させて頂きます。これからも宜しく。（旭川市　ＮＨ）

◆子供の学校行事のため欠席させていただきます。まだまだ飲酒運転は減らず、ニュースや新聞を見る度に心が痛みます。（上川町　ＳＭ）

◆私の事故は平成2年です。私を待っていた後遺症は身体右半分不自由、椎間板ヘルニア、事故の時頭のサラにたまっていた血水は消えましたが、残った病名は認知症でした。84歳です。毎日新聞読んで、食事やおやつも自分で作って食べるだけ。買い物はヘルパーさんです。

被害者の会の皆様、気をつけてお仕事に励んで下さい。（釧路市　ＭＴ）

◆幹事の皆さんお疲れ様です。私は相変らず後遺症で悩まされています。元気になり皆さんとお会いしたいと思っています。（小樽市　ＩＳ）

◆世話人の皆様には、ご苦労のことと思います。何かと忙しく参加できませんが、いつも活動の様子を見守らせて頂いております。（札幌市ＳＴ）

◆事故の後遺症の為に何年もつらい思いをしています。皆さんの前で話して聞いてもらい、よい解決案があったら教えてほしい事があります。ゆっくり話す機会を下さい。（札幌市　ＨＲ）

◆本会に入会しましてから18年、大変長い間お世話になり有難うございました。私も高齢となり、今回を持ちまして退会致したく思っております。皆々様の活動に心から感謝申し上げますと共に、事故撲滅に向けて、更なるご活躍をご祈念申し上げます。長きに渡り、会報等送付下さり、重ねて御礼申し上げます。本当に有難うございました。（芽室町　ＴＫ）

◆昨年、千歳で第1回パネル展を開催しましたら、死亡事故4名から1名、怪我が55名も減になりました。ゼロも夢じゃないです。（千歳市　ＯＫ）

◆毎回会報を送付していただき、ありがとうございます。仕事の都合で、定期総会・交流会は欠席させていただきます。（札幌市　ＩＴ）

◆春は亡父の面影が浮かびつらい季節です。皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げます。（札幌市　ＳＹ）

◆仕事の為、出席出来ません。申し訳ございません。（旭川市　ＹＹ）

◆法事のため出席できません。いつも通信を拝見しています。皆様の活動で交通事故をなくす世の中を願っております。（札幌市　ＫＫ）

◆役員の皆さま、会のためにご尽力いただきありがとうございます。体調がすぐれず、病院通いの日々を送っています。今回は欠席させていただきます。（札幌市　ＨＴ）

◆皆さんお元気ですか。役員の皆様、いつもありがとうございます。（砂川市　ＦＭ）

◆所用のため欠席いたします。いつも会報をありがとうございます。息子は中学生になりましたが、高次脳機能障害でなかなかうまくいきません。（札幌市　ＴＨ）

◆いつも会報を送っていただき、ありがとうございます。交通事故により悲しむ人が増えない事を願うばかりです。（大阪府　ＫＲ）

◆なかなか会の活動に参加出来なくて、大変恐縮におります。役員の皆様も多忙の中、会報等を送付いただき、交通安全の情報を享受できます事を、大変嬉しく感謝しております。これからも会の発展を祈念致しております。（千歳市　ＳＮ）

◆いつも会報ありがとうございます。母の介護の為、帰郷します。（釧路市　ＯＭ）

◆11歳の秋に事故に遭った息子は、今年の秋15歳になります。身長は170㎝になりました。

今も搬送された札医大病院に入院中。今年の秋で丸4年になります。全身状態はずいぶん安定してくれる様になり、穏やかに過ごせるようになりました。少しずつでも回復を願い、外出を増やして、在宅を目指したいと考えています。出席出来ずすみません。行事、仕事が多く調整がつきませんでした。（札幌市　ＮＭ）

◆自治会の集まりと重なり、すみませんが、欠席します。（江別市　ＴＮ）

◆いつも会報をありがとうございます。飲酒運転撲滅のためのとりくみに、心から賛同し応援しています。車いすの方々を送迎しています。加害者になることのないよう、１日１日、丁寧に安全な運転を心がけたいと思っています。（札幌市ＫＫ）

◆最高裁の判断待ち、民事の準備等で体調をくずしており、残念ながら出席することができません。支援していただきながら、誠に申し訳ございません。（岩見沢市　ＨＫ）

◆14日は、息子の月命日で出席できません。いつか、機会があったら出席したいと思っています。会報50号では、つたない文を載せていただき、ありがとうございました。（北斗市　ＭＫ）

交通犯罪被害者の尊厳と権利、交通犯罪・事故撲滅のための要望事項

2016年5月　北海道交通事故被害者の会

1　救命救急体制を万全にすること

1-1 医療活動のできる高規格の救急車および医療専用機（ドクターヘリ・ドクタージェット）を整備・配備して、人身にかかわる事故に対し、地域格差なく全ての人に迅速、適切な医療が施される体制を確立すること。

1-2　そのためにも、救急救命士の医療的権限の明確化や、救急指定病院の拡大、指定外病院でも迅速な医療が施されるシステムの確立、さらに遠隔地医療の充実などをはかること。

2　公正で科学的な捜査を確立すること

2-1加害者供述に依存した「死人に口なし」の不公正捜査を生まないよう、「事故処理」ではなく「事件捜査」として、物証に基づいた捜査を徹底すること。事故原因を徹底究明すること。科学的捜査に基づき公正な裁判を行うこと。

2-2　被害者の知る権利と、捜査の公正さを保障するため、実況見分調書など交通事故調書や鑑定報告書を、当事者の求めに応じ、送検以前の捜査過程の早期（実況見分調書は1～2週間以内）に開示すること。

2-3　科学的捜査と原因究明のために、検視検案に際しては、CTやMRIなど画像検査および薬毒物検査を義務化し、医師が的確に死亡診断し、解剖の必要性を判断する仕組みをつくること。遺族等へ配慮し必要な情報提供や相談ができる体制を作ること。死因究明を専門的に行う機関を一元化して設置すること。生体鑑定についても同様に万全にすること。

2-4　科学的捜査と原因究明のために、航空機のフライトレコーダーに相当するドライブレコーダー（事故やそれに近い事態が起きた際、急ブレーキなどに反応し事故前後の映像等が記録され、分析によって速度や衝撃の大きさなど詳細が再現できる）の全車装着義務を法制化すること。

2-5　公訴時効制度は、逃げ得を許し、被害者が望む公正な裁きを損なう悪しき制度である。時効撤廃の対象には、危険運転致死傷罪など自動車運転処罰法に関わる犯罪も加えること。

3　被害者の①尊厳が護られる権利②知る権利③司法手続きに参加する権利 ④被害から回復する権利の擁護

3-1　事故原因、加害者の処遇、刑事裁判の予定など、被害者の知る権利を保障する通知制度を徹底すること。

3-2　犯罪被害者等基本法前文および第18条の趣旨から被害者参加制度の充実をはかること。公判前整理手続への被害者等および被害者参加弁護士の出席を、運用のみならず制度として明記すること。さらにすすめて，捜査，公訴提起，刑事裁判手続に被害者が直接関与できる制度を整備するとともに，かかる権利の実現に資する制度，例えば，捜査情報の提供を受け捜査に参加する権利の確立や検察審査会の機能と権限の強化等をはかること。損害賠償命令制度の適用対象を，過失により人を死傷させた犯罪にまで拡大すること。

3-3　被害者に対する損害賠償が適正に措置されるように、保険賠償制度は国が管理する自賠責保険に一本化し、対人無制限など充実させること。自賠責保険の支払限度額や給付水準を抜本的に改善するとともに、公正な認定がされるように機構の改善をはかること。交通事犯被害者への適正な治療と補償、後遺症認定がなされるように、初期診断にあたっては、全身の検査が重要であることを医療機関に指導徹底すること。外傷がなくても頭部打撲や脊髄液減少症などの発症の可能性がある全ての場合にＭＲＩなどの画像診断記録を義務づけるなど制度整備を図ること。事故による流産もしくは帝王切開術に対する保障、およびその結果発生する後遺障害に対する保障について早急に整備するなど、労災保険の認定基準に準拠している現行の認定基準を抜本改定して十全な損害賠償を実現すること。経済的支援と合わせ、PTSDに対する支援制度など精神的な支援を含めた被害回復の補償制度を確立すること。

3-4　脳外傷による高次脳機能障害及び脳脊髄液減少症を重大な後遺症として積極的に認定する制度を構築すること。 これらを含む後遺障害者の治療と生活保障を万全にすること。介護料の支給対象を診断書による判断として拡大すること。遷延性意識障害の当事者を介護する療護センターの充実をはかること。高次脳機能障害者の早期脳リハビリ施設の充実と一般就労支援窓口の充実をはかること。

3-5　交通犯罪・事故の被害に遭った胎児の人権を認め、人として扱うこと。加害者の刑事罰、損害賠償および保険制度においても胎児の人権認め、保障を万全にすること。

3-6　交通犯罪被害者など犯罪被害者が、被害直後から恒常的に支援を受けられる公的機関の整備・充実をはかること。当会のような被害者団体の活動に財政的支援が受けられる制度を整備すること。

4　交通犯罪を抑止し、交通死傷被害ゼロを実現するために、刑罰を適正に改めること

4-1　自動車は，その運転方法いかんによっては，凶器となる。そして，危険な運転によって重大な被害をもたらすことは、これまでの幾多の事件により 明らかである。危険な運転行為を行い，その結果，死傷の結果を生じたのなら、他の過失犯よりも重い処罰をすることが、交通犯罪抑止のために不可欠である。「自動車運転処罰法」の危険運転致死傷罪等については、目的などの主観的要素の要件を緩和するなど、危険な運転行為一般に適用可能な内容に改正すること。同じく過失運転致死傷罪の最高刑を引き上げること。死亡事件の最低刑を罰金刑ではなく有期刑とすること。

4-2　交通犯罪に対する起訴便宜主義の濫用を避け、起訴率を上げること。自動車運転処罰法第5条に残された「傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除できる」という「刑の裁量的免除」規定は即刻廃止すること。

4-3　危険で悪質極まりない飲酒や薬物使用での死傷事件を撲滅するために、厳罰化とともに事故の際の運転者の飲酒検査の徹底や血液検査を制度化すること。飲酒の違反者にはアルコール依存症検査を義務付けることや「インターロック」（アルコールを検知すると発進できない装置）装着を義務化するなど、再犯防止を徹底すること。飲酒運転をさせない、許さないという国民意識の形成と具体的施策を推進すること。

5　免許制度について

5-1　運転免許取得可能年齢の繰り上げ（バイクも18歳へ）や教習課程の抜本的見直し、さらに「運転適性検査」（医学的など）の徹底と診断義務の拡大など、免許付与条件を厳格にすること。

5-2　免許者の違反行為はすべて重大な人身事故の要因となる。累犯と事故の未然防止のために安全確認違反など悪質な道交法違反は全て免許取り消しとし、その他の違反にも欠格期間を長期にする、重い罰金を科すなど免許付与後の資格管理を適切に行うこと。また、免許再取得の制限を厳しくし、重大な違反を繰り返した場合や違反による死傷事故を起こした場合などは永久に免許取得資格を与えないこと。

6　命と安全が最優先される社会の実現

6-1　安全の課題を交通の「円滑」と同列視せず、生命尊重を貫くこと。交通安全対策基本法に基づく「交通安全基本計画」の目標を「交通死傷被害ゼロ」とし、事故原因と原因にいたる要因を完全に絶つ施策を講じること。そのために、運輸安全委員会の調査対象に一般の自動車事故を加え、車の安全性能の問題や道路構造の問題など、事故原因を徹底究明し、被害ゼロへの方策を明らかにすること。政府および道の交通安全基本計画の専門委員に交通事犯被害者団体からの委員を加えること。

6-2　車道至上主義を改め、歩行者や自転車通行者、とりわけ子どもやお年寄りが安全・快適に通行できる道路環境など、二重三重の安全対策を講じて被害ゼロを実現すること。自転車道・自転車レーンの整備を急ぐこと、幹線道路での歩車分離、通学路や住宅地、商店街など生活道路においては、クルマ通行に優先権を与えず、規制速度を30キロ以下とする「ゾーン30」など交通静穏化と歩行者優先を徹底すること。交差点での歩行者、自転車事故を防ぐために、歩車分離信号への切り替えを100％を視野に速やかに進めること。ロードキルが原因の交通事故被害を根絶するために、高速道路における野生生物の侵入防止対策を万全にし、一般道路においては速度抑制を徹底すること。

6-3　自動車事故被害が深刻な事態となる根本要因は、クルマ依存と高速走行を最善の価値とみなすスピード社会である。高度道路交通システム（ＩＴＳ）の開発や活用は、安全運転支援および速度抑制、規制速度遵守を第一義とし、全てのクルマを対象に、現実的対策として進めること。そのために、規制速度に応じて段階別に設定可能な速度抑制装置（リミッター）の装着を全てのクルマに早急に義務づけること。

6-4　運輸業者の安全に対する社会的責任を明確にし、監査を徹底するとともに、悪質違反や重大人身事故を惹き起こした場合の罰則強化など行政指導を強化すること。職業運転手の労働条件を悪化させ、因って安全運転管理に逆行する交通運輸産業の規制緩和政策および「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を早急に見直すこと。

6-5　事故原因解明と再発防止のため、行政指導に必要な情報開示を徹底すること。

6-6　公共交通機関網を整備し、クルマ（とりわけ自家用車）に依存しない安全で快適な生活を実現すること。　※下線部は改訂箇所

報告

加害者のその後 ―犯罪被害者対策の理念と現実―
息子に背中を押されて

札幌市　真島　勝彦

2012年2月末、北海道では危険運転致死を問う裁判員裁判としては、北海道最初の裁判が開かれ、交通犯罪被害者遺族として、私たち夫婦は検察官と同じ席に座り、裁判と関わった。

裁判員裁判の判決は加害者の危険運転が全面的に認定されたものだった。しかし、量刑は検察の懲役10年の求刑に対してそれを半分にする5年と異例の量刑だった。しかも、減刑の理由が加害者が働いている運送会社が「任意保険に加入しているから」という意味不明のものだった。本人は自分のやったことを否認しているために、罪の反省や悔悟もなかったのである。しかし、ちょうどこの裁判の前に最高裁より「裁判員裁判を尊重して、『量刑不当だけでは控訴しないように』」との通達が出ていたために、控訴されなかった。

被害者が関わる裁判の現実と問題点については、何故裁判所が異例の量刑をしたのかを含めて新たな会員にとっては必要な情報と知識とは思うが、また別の機会に話したいと思う。

加害者は、裁判まで交通事故では異例の拘置所に収監されていたために、懲役刑から収監されていた日数を引かれて、加古川刑務所に入った。

加害者が加古川刑務所に収監されたことが分かったのは、裁判後に札幌地方検察庁から連絡が来たからだった。刑事裁判が終わってから、被害者の権利として「損害賠償命令」制度を利用したために、刑事裁判が終わったその日に、刑事裁判を担当した裁判官3人と私たち被害者遺族夫婦、被害者側弁護士、加害者側保険会社の弁護士らが同じテーブルを囲み、「損害賠償命令」制度が始まっていた。

そのさなかに、札幌地方検察庁から、私たち被害者遺族に、1通の手紙が来た。いわゆる「被害者等通知制度」に関するもので、加害者の処分がどうなったのか、裁判はどのように進み、どのような判決が下ったのか、加害者犯人が刑務所でどのようなことをしているのかなどについて、知らせてほしいかどうかを尋ねるものだった。

私たち夫婦は、加害者に関する法務省が教えることができるすべての情報について教えてほしい旨、返事した。

それから、半年に1回、加害者の受刑中の刑務所における処遇状況，受刑態度、刑務所からの出所時期などに関する情報が札幌地方検察庁から来るようになった。

具体的なことは話せないが、私たちは加害者の仮釈放はないと思っていた。しかし、2016年1月近畿更生保護委員会より、加害者の仮釈放に関して被害者遺族として話したいことがあれば連絡してほしいとの手紙が来た。これは、平成19年に、更生保護法が改正されて、犯罪被害者の権利として、要望があれば、被害者の意見を必ず聴取しなければならないこととなったからである。

近畿更生保護委員会の仮釈放の担当者から電話連絡があり、2月6日に夫婦で大阪に行き話すことになった。私たちは、本当に加害者が反省しているのなら、満期まで刑務所にいてほしいとは考えていないことを話した。満期で出所すれば、更生するための公的な援助は受けられないのだから、本当に反省していれば、仮出所して、援助を受けながら二度と罪を犯さない生き方をしてくれればいいと、担当者に話した。担当者は、これから本人の更生の程度や深い反省を見ていき判断するとのことだった。

4月、近畿更生保護委員会から仮出所の審議に入ったとの手紙がきた。

突然、加害者から電話が来たのが6月13日だった。今日、加古川刑務所を出所したとのことで、できたら明日、お参りに行きたいとのことで、翌日の夕方、加害者が来た。

加害者は妻が望んでいたように「一生毎日息子のことを思っていくこと」、交通違反は2度としないと話し、判決を聞いたときに5年は軽いと思い、検察は控訴するものと思っていたと言った。改めて交通犯罪の刑の軽さを思った。また、仮出所には基本的には誰でも対象になることが、本人の話から分かった。

それから数日後、札幌地方検察庁から仮出所の連絡の手紙があり、札幌更生保護委員会の保護観察の担当者から個人名で手紙が来た。

しかし、何があろうと長男以明（いざや）は帰ってこない。私たち、被害者遺族は、亡くなった被害者の思いを抱えて生きていくしかないのである。

事件の概要

2010 年 7 月 4 日、真島以命（いざや、当時 23 歳）さんは、札幌市北区の交差点を青信号に従い自転車で横断していたところ、信号を無視の大型トラックにひかれ死亡させられました。加害者は危険運転致死罪で裁判員裁判で裁かれ、判決は懲役 5 年でした。

※事件詳細は会報38号（2012年4月）を参照下さい

「飲酒運転根絶条例」制定後初の「7・13 根絶の日」

7月13日は、小樽ドリームビーチで起きた3人死亡1人重傷という許し難い飲酒ひき逃げ事件から2年目の日です。昨年12月1日施行の「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」は、この日を「飲酒運転根絶の日」と定め、道民一体となり、「しない、させない、許さない」の取組みを行なうこととしました。

この日、道および各総合振興局は、全道14の会場で「飲酒運転根絶の日 決起大会」を開催し、以下の会場では、当会会員が飲酒運転根絶と交通死傷ゼロを強く訴えました。（渡島局のみ7月11日）

- ◆ 渡島局　函館市芸術ホール　高石 洋子
- ◆ 空知局　岩見沢市文化センター　白倉 裕美子
- ◆ 上川局　旭川市CoCoDe　山下 芳正　※下記
- ◆ 留萌局　留萌合同庁舎　伊藤 博明　※右記
- ◆ 宗谷局　宗谷合同庁舎　前田 敏章

上川地区決起大会で講話しました

旭川市　山下 芳正

息子を亡くし、早や13年が経ちますが、年をとる毎に息子を想う気持ちは募るばかりです。

被害遺族として何かしなければと、今日まで署名活動の手伝いや講演会など、自分なりに頑張ってきましたが、年のせいもあるのでしょうか、ふと寂しくなる時があり、だんだん辛くなってきたこの頃です。

でも、そんな弱気なことを思った時こそ、「駄目だ、息子の死を無にしないためにも私が頑張らなくては」と、自分に鞭打っています。

講演会では、息子のこと、息子の命を奪った交通事件などについてお話しすることで、「命の大切さ・尊さ」「家族の絆」などを感じてもらい、その中から何か気づいて頂ければと切に願い話しました。

悲惨な交通事故や事件が一件でも減って、私達のような遺族を、何より、かけがえのない人生を奪われる人を生まない社会を願うばかりです。

遺族が苦しみ訴える

根絶の日 旭川でも決起大会

STOP 飲酒運転

道の飲酒運転根絶条例で定めた「飲酒運転根絶の日」を迎えた13日、旭川でも「上川地区決起大会」が開かれた。交通事故で家族を失った遺族が講演で「死につながる事故の陰には、飲酒運転など故意にルールを無視した危険な運転がある。加害行為がなければ被害は無い」と、運転手の意識改革の必要性を訴えた。

決起大会は上川総合振興局、旭川市、道警旭川方面本部の主催。旭川市民活動交流センター・ココデで開かれ、管内の自治体や交通関係団体など約200人が参加した。

2003年4月に当時19歳だった長男博之さんを交通事故で失った、北海道交通事故被害者の会の山下芳正さん(63)が基調講演。「交通事故によって亡くなった人は、自分の意志でも、自然の摂理でも無く、加害者によって一方的に生きる権利を奪われたに等しい」と、消えることのない遺族の苦しみを訴えた。また「交通事故は加害者も一瞬で運命が変わる。加害者にならないためにどうすればいいか、自分のこととして考えて」と呼びかけた。

道警旭本によると6月末

「運転手の意識の低さが車を危険な乗り物にする」と訴える山下芳正さん

北海道新聞　2016年7月14日

「飲酒運転根絶の日決起大会」を運動展開の起爆剤に

深川市 伊藤 博明

全道14の振興局所在地で一斉に開催されたこの大会。私の受け持ちは、留萌振興局が中心となって主催する留萌合同庁舎の特設会場であります。この種の大会が初めての取り組みと言うこともあってか、参集したのは管内の交通安全推進協議会などの職務に携わる方々が大多数のようで、一般住民と称される皆さんが少なかったのは残念なところでした。それでも1階の「道民ホール」（この地域の種種の催しに提供される）の一角に設えられた会場には150人ほどが集まっていました。

私の担当する基調講演に充てられた時間は30分。勿論、私の大切な息子「將樹」の事故当時の状況・想いには少し触れましたが、今回の講話で何が最も大切かと言うと、6月22日付け北海道新聞で「19日、帯広署員が酒気帯び運転で逮捕・・・その前の10日夜に釧路総合振興局の男性職員が酒気帯び運転で摘発。この事案を道は21日に公表・・・」に対する、前田代表の談話なのであります。「飲酒運転を撲滅しようと取り組む、道民や被害者家族の気持ちを逆なでする行為」として「条例は作って終わりではない。実効性を持たせるため、これまで以上に取り締まりや啓発に力を入れなくてはならないのに・・・」の怒りを込めた、この一言をどうしても伝えたかったのであります。

私個人の女々しい話より、我が「被害者の会」の一員として、前田代表と同じ歩みをするひとりとして講話をしなければいけない。こうした時の聴衆への長談義は無用。最初の10分で決まる。そんな想いで力説してきました。

何れにせよ、道が主導したとは言え、この大会が飲酒運転撲滅への全道的な運動展開の起爆剤になった事は間違いのない処でしょう。

この日の留萌は、雲一つ無い清々しい初夏の空。「日々の暮らしが、今日の青空のように澄み切った一日になりますように・・・」と講演を結びました。

この後大会宣言が発せられ、参集した全員が「旗の並運動」と称して、庁舎前の国道231号線の両沿線に並び「飲酒運転撲滅」等と書かれた啓発プラカードを携えて道行くドライバーに訴えていました。

※ 札幌での道主催の決起大会では、昨年11月の当会主催フォーラムで講演頂いた愛媛大小佐井良太准教授が基調講演されました。（編集者）

「飲酒運転しない町　新ひだか町」

新ひだか町静内　五十嵐　敏明

私の住んでおります日高管内「新ひだか町」は、桜並木でおなじみの旧静内町と、日高昆布で有名な旧三石町が合併して10年が経過した人口約2万3千、世帯数約1万2千の町です。

平成28年1月から5月末日迄に発生した交通事故は12件で、死者1名、傷者13名と公表されています。

この5月から「飲酒しない町・新ひだか町」と書いた色あざやかなステッカーが助手席側のドアに貼られた町の公用車が街中を走りはじめました。

行事などで公用車が集結した時には、かなりのインパクトで町民や来町された方々の目に訴えています。

小樽市や砂川市などの飲酒運転による死亡事故の後、悲惨な事件を再び繰り返してはならないと、昨年の9月に新ひだか町議会は全町民の意志として「飲酒運転撲滅宣言」を満場一致で議決しました。

その内容は、「飲酒運転撲滅のためには、運転手の交通安全意識の向上はもとより、家庭や職場、更には地域が一体となって「飲酒運転は絶対にしない。させない。許さない」という強い意志を町民一人ひとりが持たなければなりません。ここに新ひだか町は改めて交通安全意識の徹底を強く呼び掛けるとともに飲酒運転の撲滅に向け全力を挙げ取り組むことを宣言します」でありました。

その具体的運動として、町の公用車による走る啓蒙活動を始めたのです。

やがて、町民の自家用車にも自主的にこのステッカーが張りだされる日がくることを願い、更には町民一人ひとりの心の中にしっかりとこのステッカーが根づくことを願ってやみません。

パネル展報告

いのちのパネル展実行委員会　小野　茂

昨年に続き芸術の森で「飲酒運転撲滅キャンペーン」を目的とした音楽祭が開かれ、野外テントにて展示をしました。

途中20分間トークセッション(タックハーシー・桜庭和・札幌市区政課・小野の4人)があり、交通について話合いました。事前打ち合わせもなく始まった話し合いは、皆普段から思っていることを飾り無く話し合えたと思います。一週間後、FMノースウエーブで「桜庭和」さんの番組の中でその時の事等が紹介されました。（桜庭さんは歌手で、交通アドバイザーをされています）。

2010年旭川振興局から始まった旭川開催。西イオン・旭川駅・大雪アリーナ・フィールと場所を変え開催してきました。今年も大雪アリーナ クリスタルで開催、同時に交通安全表彰があり、関係者の他一般の人も多く見えられました。閉会後、フィールへ移動、一週間の開催です。

担当者との話で「もう5年以上パネルを見ていると何故か他人と思えなく、とても身近な人に、思えてきます。」と話されました。

パネルを読みながら設置を手伝ってくれた女性警察官が動かなくなり、見るとボロボロなみだを流していました。

各地で開催をしていると、担当者によってパネル開催の中身が大きく違って来ることがあります。

人との繋がりを大切にしながら、あと少し頑張って続けて行きたいと思います。

（右の写真は６月６日、西区民センターのパネル展）

会場で寄せられた感想から

■ 読んでいるだけであまりにもつらくて涙が止まりませんでした。事故を起こした人は命の尊さをあまりにも知らな過ぎます。もし自分の身内や身近な人が同じ様な亡くなり方をしたら…と、思った事はないのでしょうか。

私の甥も、33歳で同じ目に遭いました。母（私の姉）を「歳とったら自分がみるからな」と言っていた優しい子が、妻と男の子を残して…。

（白石区民セ、60歳代女性）

■ 私も50代で事故に遭っていますので、今日のパネル展を見て、命が有り、自分の足で歩き、不自由ながら左手が使えるのを本当に幸せに思いました。事故に遭って痛めた所は今も痛みが有り、動きづらいのですが、毎日運動して使っています。

見て終わったら涙でしたが、パネル展を見て本当に良かった。前に進む気力を与えてくれて有難うございました。（豊平区民セ、80代女性）

■ 私も平成24年1月、横断歩道を渡っている時、右折してきた車にひかれました。幸い右ひざと左肩骨折で、死に至ることはありませんでしたが、今も事故にあった道は怖いです。曲がって来る車は今でも恐ろしいです。

事故の時お世話になった警察の方や、傷の手当てをして下さった方に感謝しています。交通事故のない世の中になってほしい。信号も今一度、歩く人に気遣ったものにして欲しい。（同　70歳代　女性）

■ 交通事故加害者に対する刑事罰が厳しくないので、同じような事故が繰り返される。今後は刑事罰の厳格化を求めていく必要があるし、メディアに対してもアピールし世論喚起を図っていく必要があると思います。

（同、30歳代　男性）

報告　ろう学校で講話して

南幌町　白倉 裕美子

7月12日、札幌ろう学校で「命の大切さを学ぶ教室」の講話をさせて頂きました。初めての試みで学校側も私も手探りで準備を進め、先生が交代で手話で私の言葉を伝えてくれましたが、全く耳が聞こえない子達ではなかったので一生懸命耳を傾けてくれました。人目憚らず泣きながら聞いてくれる姿に心打たれるものを感じました。

「私も辛いことが沢山ありますが生きている事が幸せなんだと…美紗さんの分まで頑張ります」と大粒の涙を流しながら手話と言葉で謝辞を貰った時、私も涙が溢れました。

美紗が亡くなる前に、手話をしながら「世界に一つだけの花」を聴覚障害のある皆と歌っていたことを伝え、人と人の間に壁はなくどんな形でも繋がれる事を今回改めて美紗を介し教えてもらえた事、そして新たな出会いと体験に感謝します。

紹介　「癒されぬ輪禍」パートⅢ 発刊

北海道交通安全協会編

当会がお世話になっている道交通安全協会（北海道交通安全活動推進センター）が小冊子「癒されぬ輪禍 パートⅢ」～交通事故関係者の手記～を発刊しました。）

掲載手記は全部で12編ですが、当会会員の手記3編が収められています。（掲載順に）原野さん「別れの言葉もないままに」、真島さん「自分の夢が叶う日に」、中嶌さん「お父さんへ」。

頒価1冊108円、申し込み・問合せは、北海道交通安全推進センター（北30条西6丁目、道安全協会）TEL：011 - 737 - 8701、FAX：011 - 737 - 8705へ

なお、この手記集はパートⅡ（平成16年刊）の改訂版ですが、初巻の「癒されぬ輪禍」（平成11年刊、23編の手記所収）は、当会発足のきっかけとなったものです。平成11年6月、道警交通企画課は手記募集に応じた被害家族の中から設立発起人を依頼し、同年9月に当会が正式発足しました。

初巻の最初のページには、道警交通部長の「533人、これが平成10年中に北海道で交通事故によって亡くなった方の数です。怪我をされた方は3万6千人にも及びます。その一人一人にかけがえのない人生があり、愛する家族がいるのです。…このような痛切な思いを無にすることのないように」という言葉がき」があり、その後の道民ぐるみの貴重な取り組みにつながりました。

会の日誌　2016.4.1.～8.15.

≪会合など≫

4/13、5/11、6/8、7/12 世話人会・例会
4/11 会報50号発送　5/14 定期総会・会員交流会
7/27 道警との意見交換会

≪訴えの活動≫

◆4/15 札幌市立八条中　4/22 江別高校定時制　4/25 札幌北陵高校　4/27 共和高校　5/9 士別翔雲高校　5/13 奈井江商業高校　5/20 千歳北陽高校　6/13 月形刑務所　6/21 喜茂別中　7/4 札幌市立北白石中　7/5 岩見沢東高定時制　7/13 稚内・宗谷局決起大会　7/19 寿都高校　7/21 伊達高校　7/25 札幌市交通教育指導員研修　8/8 月形学園（前田）
◆ 4/22 追分高校　6/22 札幌丘珠高校　7/6 札幌市立厚別南中　7/12 札幌ろう学校中学部　7/13 岩見沢・空知振興局決起大会　7/22 石狩市立浜益中（白倉）
◆ 5/2 小清水高校　5/25 帯広白樺学園高校　6/6 砂川市飲酒運転根絶決起大会　6/6 砂川高校　7/11 函館・渡島振興局決起大会　（高石）
◆ 5/17 石狩翔陽高校　7/1 札幌市立日章中　7/5 札幌市立中島中　7/19 札幌市立東月寒中（真島勝）
◆旭川・上川局決起大会（山下）◆留萌局決起大会（伊藤）◆ 7/15 千歳高校定時制（高橋）

■ 免許停止処分者講習での講師
4/21 真島勝　5/27 前田　6/23 真島和　7/22 前田

≪いのちのパネル展≫　太字は今後の予定

① 4/3～9 厚別区民セ　② 4/10～16 白石区民セ　③ 4/17～23 豊平区民セ　④ 5/23～27 千歳市役所　⑤ 6/6～12 西区民セ　⑥ 6/16～20 JR手稲駅　⑦ 6/21～28 北海道大学　⑧ 7/2 札幌芸術の森　⑨ 7/8・9 札幌北陵高　⑩ 7/15 旭川大雪アリーナ　⑪ 7/16～22 旭川フィール　⑫ 7/23・24 釧路霧フェス　⑬ 7/26 中標津警察官採用説明会　⑭ 7/28 同新得説明会　⑮ 8/1～3 石狩市「りんくる」　⑯ 8/3～12 石狩市役所　⑰ 8/6・7 釧路港まつり　**⑱ 8/26～9/2 伊達カルチャーセンター　⑲ 9/5～12 室蘭市みたら　⑳ 9/20～23 北海学園大　[21] 9/27 札幌駅地下歩行空間　[22] 9/27～10/2 新ひだか町公民館　[23] 11/16～18 札幌地下歩行空間**

《 是非ご参加下さい 》

世界道路交通被害者の日 北海道フォーラム

「交通死傷ゼロへの提言 2016」

■11月20日（日）13:30～16:00
■「かでる２・７」（北２西７）520研修室

WHO（世界保健機関）が提唱した「世界道路交通被害者の日」（11月第3日曜）に連帯し開催します。
①ゼロへの願い（被害者の声）②ゼロへの提言
③ゼロへの誓い、の3部構成です。